

## 令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金 交付要領

### (趣旨)

第1条 市は、青森県東方沖地震により被災した中小企業者の復旧を支援することで、事業活動の速やかな再興と雇用の維持を図り、もって地域経済の持続的な発展に資するため、当該中小企業者が所有する事業用の資産の復旧に要する経費について、予算の範囲内において、中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青森県東方沖地震 令和7年12月8日に発生し、青森県が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を決定した地震をいう。
- (2) 中小企業者 次に掲げるものをいう。
  - ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までに規定するもの
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号（第4号を除く。）に規定するもの
  - ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上がアに該当するものであるもの
- (3) 資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで及び第7号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号まで及び第7号に掲げるものをいう。
- (4) 復旧 青森県東方沖地震により被害を受けた資産について、事業再開のために修繕又は再取得をすることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業を再開するため資産の復旧を行おうとする中小企業者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号に掲げる料理店及び同項第5号に掲げる営業を除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (2) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (3) 代表者及び役員等（役員その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。

- (4) 支払うべき市税を滞納していない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体から出資を受けていない者であること。
- (6) 事業継続計画を策定した者、又は策定する意思を有する者であること。
- (7) 事業継続の意思を有する者であること。
- (8) その他市長が本補助金の趣旨から判断して適当でないとする者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 復旧を行おうとする資産について受領する保険金等（保険金又は共済金その他これに類する災害を事由として支払われるものをいう。以下同じ。）がある場合で、当該保険金等の額が補助対象経費から補助金の額を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超えるときは、自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金の額から控除するものとする。

(申請書等)

第5条 規則第3条の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書（別記第2号様式）
  - (2) 同意書（別記第3号様式）
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定しなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定した場合、規則第4条第2項の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、申請のあった事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、事業変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、内容の変更が次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。
  - ア 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での内容の変更
  - イ 事業費の20%を超えない増減
  - ウ 補助金の額の20%を超えない減
- (3) 前号の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とすること。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中

- 止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保管しておくこと。
  - (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
  - (8) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（別記第8号様式）その他関係書類を第13条に規定する期間中、整備保管すること。
  - (9) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

（申請の取下げの期日）

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第9号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第10号様式）
  - (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（第12条に掲げる財産に限る。）がある場合にあっては、財産管理台帳（別記第8号様式）の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書は、令和9年1月29日までに提出しなければならない。

（確定）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において、補助事業者からの請求書（別記第12号様式）に基づき、一括して交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用が増加した資産（その価格が50万円以上のものに限る。）は、規則第19条第3号の規定により市長が定める財産とする。

（処分の制限を受ける期間）

第13条 規則第19条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行し、令和7年12月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月12日から施行し、令和7年12月8日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	<p>市内で事業を再開するための事業の用に供する資産の復旧に要する経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。）。ただし、次の各号に掲げるものは、対象としない。</p> <p>(1) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は市の他の補助金等の補助対象経費に含まれるもの</p> <p>(2) 日本標準産業分類に掲げる中分類のうち、次に該当するものの用に供する資産の復旧に要する経費</p> <p>ア 中分類01（農業）、02（林業）、03（漁業）及び04（水産養殖業）</p> <p>イ 中分類69（不動産賃貸業・管理業）（小分類691及び694を除く。）</p> <p>ウ 中分類81（学校教育）</p> <p>エ 中分類83（医療業）、84（保健衛生）及び85（社会保険・社会福祉・介護事業）</p> <p>オ その他市長が定める業種</p>
補助金の額	補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
上限額	5,000千円
下限額	100千円

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

申請者 所在地又は住所  
名称又は屋号  
代表者職氏名

### 令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金交付申請書

令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業について、補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円（※千円未満切捨て）

#### 2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 同意書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

フリガナ 名称又は屋号						
代表者役職						
フリガナ 代表者氏名						
郵便番号						
本社所在地 (個人事業者は住所)						
電話番号				FAX番号		
Webページアドレス						
担当者の役職及び氏名	役職			フリガナ 氏名		
担当者メールアドレス						
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)	コード			業種		
自社概要 (業種、事業内容等)						
資本金・出資金	円 (個人事業主の場合は記入不要)					
従業員の数	人					
主要株主 (合同会社は出資者)  ※持株(出資)比率の高い 上位5者を記入すること。  ※「大企業」の欄には、株 主(出資者)が大企業に 該当する場合に○印を 記入すること。	株主(出資者)名			持株(出資)比率	大企業	
				%		
				%		
				%		
				%		

役員名簿 ※「大企業」の欄には、大企業の役員又は社員に該当する場合に○印を記入すること。	役職	氏名	大企業	

## 2 誓約欄 (チェックなしは無効)

<input type="checkbox"/>	当社（私）は、令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金の申請に当たり、次の事項について誓約します。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。	
<input type="checkbox"/>	当社は、みなし大企業者には該当しません。また、国又は地方公共団体から出資を受けていません。 ※個人は不要。	
<input type="checkbox"/>	当社（私）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号に掲げる料理店及び同項第5号に掲げる営業（ゲームセンター）を除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていません。	
<input type="checkbox"/>	当社（私）は、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者には該当しません。	
<input type="checkbox"/>	当社（私）は、事業継続計画を策定済みです。（又は策定する意思があります。）	
<input type="checkbox"/>	本事業にて復旧する資産は、青森県東方沖地震により被害を受けたものであります。また、本事業は、当社（私）の事業の再開や経営の安定を図り、今後も事業を継続していくために行うものです。	
<input type="checkbox"/>	本事業の申請経費の中には、国・地方公共団体などが実施する補助金等の対象経費は含まれていません。	
<input type="checkbox"/>	市から、事業内容や提出書類の確認等を求められた場合は速やかに対応します。	
<input type="checkbox"/>	本事業にて復旧する資産について、保険金等を受領していません。（申請後に保険金・共済金を受領した場合は、実績報告の際に関係資料を提出します。）	※いずれかにチェックすること。
<input type="checkbox"/>	本事業にて復旧する資産について、保険金等を受領しましたので、関係資料を提出します。	

### 3 事業の内容

#### (1) 補助事業の実施場所

住 所	八戸市
事業所名	

#### (2) 事業の具体的な内容

ア 被害の状況（写真は別添のとおり。）										
イ 事業の実施内容の詳細										
ウ スケジュール										
実施項目	実施期間									
	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月

#### (3) 補助事業完了（予定）日

年 月 日

4 補助対象経費の詳細【円】（見積書等は別添のとおり。）

No.	資産の名称	区分	復旧内容 (修繕又は再取得)	復旧に要する経費 (税抜)【①】	補助金額【②】 (①×2/3)	自己負担額【③】 (①-②)	受領保険金等 【④】	調整後補助金額【⑤】 (②-(④-③)×1/2)
1		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
2		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
3		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
4		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
5		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
合 計					※上限 5,000,000 円			

※ 【①】には見積書や請求書、領収書等に記載されている金額を記入すること。

※ 記載資産について受領保険金等がない場合は、【①】・【②】のみを記入すること。（【③】～【⑤】の記入は不要）

※ 記載資産について受領保険金等がある場合は、【①】～【⑤】の全てを記入し、補助金交付申請額は【⑤】の額とすること。

※ 【②】及び【⑤】の計算において、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

## 5 収支予算

### (1) 収入の部

区分	予算額 (円)	備考
市補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 : 2/3</li> <li>・ 上限額 : 5,000 千円</li> <li>・ 千円未満切捨て</li> </ul>
自己資金		
計		

### (2) 支出の部

区分	予算額 (円)	備考
補助対象経費	施設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物及び附属設備</li> <li>・ 構築物</li> </ul>
	設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械及び装置</li> <li>・ 工具、器具及び備品</li> </ul>
計		

※ 消費税及び地方消費税は補助対象外。

（あて先）八戸市長

申請者 所在地又は住所  
名称又は屋号  
代表者職氏名

同 意 書

私は、令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金の申請に当たり、次の税目について滞納がない旨証明するため、納税状況を確認することに同意します。

- ・ 法人市民税（個人の場合は市県民税）
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税（個人に限る。）

番 号  
年 月 日

様

八戸市長



### 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金額 金 円

#### 2 条件

- (1) 補助金は、申請のあった事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、事業変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、内容の変更が次に掲げる場合に該当するときは、この限りではない。
  - ア 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での内容の変更
  - イ 事業費の20%を超えない増減
  - ウ 補助金の額の20%を超えない減
- (3) 前号の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とすること。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保管しておくこと。
- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（別記第8号様式）その他関係書類を第13条に規定する期間中、整備保管すること。
- (9) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

第5号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

様

八戸市長



### 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金については、不交付の決定をしたので、令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金交付要領第6条第2項の規定により通知します。

（あて先）八戸市長

補助事業者 所在地又は住所  
名称又は屋号  
代表者職氏名

令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業について、次のとおり変更したいので、令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金交付要領第7条第2号の規定により、その承認を申請します。

1 変更内容

内 容	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

※ 添付書類は補助金交付申請書（別記第1号様式）の関係書類に準じることとし、別記第2号様式については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、補助金交付申請書に添付したものうち、変更があったものだけに添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

年 月 日

（あて先）八戸市長

	所在地又は住所
補助事業者	名称又は屋号
	代表者職氏名

令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金交付要領第7条第4号の規定により、その承認を申請します。

1 補助事業を中止（廃止）する理由

2 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者： \_\_\_\_\_

名称	規格	数量	取得 年月日	取得等 金額	経費の負担区分				処分制限期間		処分の状況		保管場所	備考
					県 補助金	市費	自己 資金	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
				円	円	円	円	円						

注1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。

2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。

3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

4 この様式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる

年 月 日

（あて先）八戸市長

補助事業者  
所在地又は住所  
名称又は屋号  
代表者職氏名

令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業が完了したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1 補助金額 金 円

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書（別記第10号様式）
- (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（第12条に掲げる財産に限る。）がある場合にあっては、財産管理台帳（別記第8号様式）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類



2 支出経費の詳細【円】（見積書等は別添のとおり。）

No.	資産の名称	区分	復旧内容 (修繕又は再取得)	復旧に要する経費 (税抜)【①】	補助金額【②】 (①×2/3)	自己負担額【③】 (①-②)	受領保険金等 【④】	調整後補助金額【⑤】 (②-(④-③)×1/2)
1		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
2		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
3		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
4		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
5		<input type="checkbox"/> 施設費 <input type="checkbox"/> 設備費	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 再取得					
合 計					※上限 5,000,000 円			

※ ①には領収書等に記載されている金額を記入すること。

※ 記載資産について受領保険金等がない場合は、【①】・【②】のみを記入すること。（【③】～【⑤】の記入は不要）

※ 記載資産について受領保険金等がある場合は、【①】～【⑤】の全てを記入し、補助金（実績報告）の額は【⑤】の額とすること。

※ 【②】及び【⑤】の計算において、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

※ 支出経費の実績額が交付申請時の額と異なる場合は、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

### 3 収支精算

#### (1) 収入の部

区分	予算額 (円)	精算額 (円)	備考
市補助金			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 : 2/3</li> <li>・ 上限額 : 5,000 千円</li> <li>・ 千円未満切捨て</li> </ul>
自己資金			
計			

#### (2) 支出の部

区分	予算額 (円)	精算額 (円)	備考
補助 対象 経費	施設費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物及び附属設備</li> <li>・ 構築物</li> </ul>
	設備費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械及び装置</li> <li>・ 工具、器具及び備品</li> </ul>
計			

※ 消費税及び地方消費税は補助対象外。

番 号  
年 月 日

様

八戸市長



### 補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和 7 年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

#### 記

1	交付決定補助金額	金	円
2	確定補助金額	金	円
3	交付済補助金額	金	円
4	未交付額	金	円

年 月 日

（あて先）八戸市長

補助事業者	所在地又は住所 名称又は屋号 代表者職氏名	㊟
-------	-----------------------------	---

令和 7 年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた令和 7 年度八戸市  
中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金について、次のとおり請求します。

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 交付決定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定補助金額   | 金 | 円 |
| 3 | 交付済補助金額  | 金 | 円 |
| 4 | 今回請求補助金額 | 金 | 円 |